

香川県結核予防費県費補助金交付要綱

(通則)

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条に基づく県費補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、法及び香川県補助金等交付規則の規定によるほかこの交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的及び交付対象事業)

- 2 結核の感染予防を行い、もって公衆衛生の向上に寄与するため、法第53条の2第1項の規定により、私立の学校（専修学校及び各種学校を含み、就業年数が一年未満のものを除く。）又は社会福祉法（昭和26年法律第45号。）第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設の設置者が、当該年度に行う定期の健康診断に要する費用に対して、法第60条の規定に基づき補助金を交付する。

(交付額の算定方法)

- 3 この補助金の交付額は、次により算定された額とする。
 - (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ないほうの額を選定する。
 - (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 基 準 額	2 対 象 経 費	3 補 助 率
次に算定した額の合計 1 医療機関で70ミリミラーカメラにより 間接撮影を受けた者の延数×478円 2 医療機関で100ミリミラーカメラにより 間接撮影を受けた者の延数×506円 3 医療機関で直接撮影（デジタル撮影を含む。） を受けた者の延数×1,767円 4 1及び2に規定する間接撮影又は3の直接撮 影（デジタル撮影を含む。）を受け、かつ、医 師により再検査が必要と認められた者のうち、 医療機関で精密検査を受けた者の延数 ×8,020円 ただし、直接撮影を省略した場合は、医療機 関で精密検査を受けた者の延数×6,521円	施設又は学校等の設置者が 法第53条の2第1項の規定 による定期の健康診断を実施 するために必要な経費	3分の2

(交付の条件)

- 4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- 1 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - 2 事業が予定の期間内に完了しない場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - 3 補助金と事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該事業にかかる収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 5 この補助金交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて毎年度10月末日までに行うものとする。

(変更申請手続)

- 6 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式2による変更交付申請書に関係書類を添えて毎年度12月末日までに行うものとする。

(交付決定の通知)

- 7 知事は、5又は6により交付申請書又は変更交付申請書の提出があったときは、申請内容を審査し適当と認められるときは、別紙様式3又は別紙様式4によりすみやかに交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 8 当該年度の事業が完了したときは、別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて事業完了後、1ヵ月又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出するものとする。

(確定の通知)

- 9 知事は、8により事業実績報告の提出があったときは、内容を審査し適当と認められるときは、別紙様式6によりすみやかに補助金額の確定通知を行うものとする。

(交付の方法)

- 10 この補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払をすることができる。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。